

法定福利費算定率 算出根拠 (H28.1時点での目安)

建設事業(道路新設事業)を想定し、労災保険率を採用

		全体 (%)	労働者負担分 (%)	事業主負担分 (%)		備考	
社会保険料	健康保険料	9.96	4.98	<u>4.98</u>	p		
	介護保険料	40歳未満	0	0	<u>0</u>		40歳未満の方の場合加算なし
		40～65歳未満	1.58	0.79	<u>0.79</u>	q	40歳以上65歳未満の方の場合に加算
	厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む)		17.978	8.914	<u>9.064</u>	r	
		厚生年金保険料	17.828	8.914	8.914		
	児童手当拠出金	0.15		0.15			
労働保険料	労災保険料	1.1		<u>1.1</u>	s	例示として、道路新設事業の労災保険率を採用 【厚生労働省ウェブサイト等に掲載の「事業の種類」による率を参照】	
	雇用保険料	1.65	0.6	<u>1.05</u>	t		
率 (%)		32.268	15.284	<u>16.984</u>	u		